

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 八幡さまの大イチョウ

村田八幡宮下宮・鳥栖市江島町



鳥栖市江島町に村田八幡宮の下宮があり、その境内に大イチョウがあります。

毎年10月には、この八幡宮の秋の大祭があり、2基の神輿行幸が、下宮まで下り、五穀豊穡を祝って、鉦や太鼓の音が響き、獅子舞いや稚児行列や浮立行列が奉納されます。

この下宮には、天を衝く大イチョウがそびえ、この日、見事に黄金色に輝いていました。

私もこの画面に写っていますが、分かりませんか。

# 街はすっかいかリスマス

クリスマスソングを聞きながら、イルミネーションで彩られた街を歩くのは、何だかウキウキ気分になりませんか？



クリスチャンでもなく、サンタさんからの贈り物も届かない歳頃で、年の瀬も近く気忙しい日々を送る今日この頃ですが、この季節は何となく好きだなあー。皆さんは、どうですか？

## 冬はノロウィルスのシーズンです

健保協会ニュースより

### ノロウイルス感染症に気を付けよう!

ノロウイルスは乳幼児から高齢者に至る幅広い年齢層で急性胃腸炎を引き起こすウイルスです。この感染症は年間を通して罹患者が見られますが、特に11月から3月の冬季に多発しています。

#### ノロウイルスの特徴

一度かかっても何度も感染することがある

下痢だけでなくおう吐が多い

特效薬がない

感染力が強い

生存力が非常に強い

#### ノロウイルスの感染経路と予防法

##### 感染経路

- ★感染者が調理等をして汚染された食品からの感染
- ★感染者の排泄物やおう吐物からの二次感染
- ★トイレや共有空間のドアノブ等からの感染 など

ノロウイルスには有効な抗ウイルス剤がないため、手洗いや消毒等で感染を未然に防ぐことが重要です。

#### 家庭でできる! 消毒液の作り方

「酸素系漂白剤」はノロウイルスに効果がないので、必ず「塩素系漂白剤」を選んでください。

- ＜用意するもの＞
- 家庭用塩素系漂白剤
  - ペットボトル容器(500ml・2L)
  - 水道水
  - ビニール手袋

#### 【濃度が0.1%の消毒液】

排泄物やおう吐物が付着した床、衣類、トイレなどの消毒に使用  
500mlのペットボトルを使います。

#### 【濃度が0.02%の消毒液】

おもちゃ、調理器具など直接手で触れる部分等の消毒に使用  
2Lのペットボトルを使います。

※作業前にビニール手袋を着用してください。

- ① それぞれのペットボトルに水を約半分入れます。
- ② ①に家庭用塩素系漂白剤をペットボトルのキャップ2杯分(10ml)入れます。
- ③ ②に水を加えて、全体の量がそれぞれ500ml、2Lとなるように調整します。
- ④ ペットボトルのふたを閉めてよく振ります。

「飲用不可」の消毒液には、お風呂の水や洗濯水など、お肌や衣服に使うことは大丈夫です。



人事労務センターホームページ

<http://roumu.b-souken.com>

## 2歳までの育児休業も、社会保険料が免除されます

### Q&A

Q：10月より、育児休業が2歳までに延長されたと聞きました。

その場合も社会保険料（健康保険料と厚生年金保険料）の免除対象となりますか？

A：育児休業法（※）の改正に伴って、保育所待機等特別な事情がある場合、1歳6カ月から2歳に達するまでの子どもの育児休業について、保険料免除の申出を行えば、免除の対象となりました。

Q：手続きの方法を教えてください。

A：現在、育児休業中であり、すでに保険料の免除を受けられている場合、1歳6カ月以降も保育所待機等の条件を満たせば、事業主に、延長の手続きの申出を行うことで、適用されます。

※「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」

### 助成金情報

#### 両立支援等助成金 (代替要員確保コース)

##### 【対象事業主】

育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主

##### 【助成金】

支給対象労働者1人あたり47.5万円  
さらに、生産性要件を満たせば加算されます。(合計で60万円)

##### 【支給申請】

- ①育児休業取得者を原職等に復帰させる旨を就業規則等に規定
- ②育児休業者の代替要員を新たな雇入れや派遣により確保
- ③育児休業者が、育児休業を3か月以上

取得

- ④代替要員が、育児休業取得者の業務を代替
- ⑤育児休業取得者が職場復帰（現職等）して6カ月経過
- ⑥両立支援助成金(代替要員確保コース)の支給申請

注) 過去に同趣旨の助成金（両立支援助成金など）を支給された育児休業取得者の現職復帰日から起算して6カ月を経過する日の翌日から5年を経過していないことが要件

## あとかき

今年もシクラメンの花を求めました。

昨年は1年前に購入した「シクラメンの花」が夏越しをして見事な花をつけてくれましたが、今年は、まだ花芽をつけてくれません。



待ちきれず、小ぶりの鉢を買ってきました。部屋の雰囲気が一気に12月になり、どこか気ぜわしさも感じられます。

ただただ忙しく過ごした今年も残り少なくなり、くる年がどんな年になるのか、でもまだ、この1か月の仕事、来年1月の仕事が、どんどん追っかけてきています。

穏やかに新年を迎えるために、もうひと頑張りしようと思います。



### 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

092-409-4188 FAX092-409-4187

Eメール：[akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)